

岩手県告示第377号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護予防短期入所生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人慈恵会	久慈市長内町第46地割2 番地11	和光苑短期入所事業所	久慈市長内町第46地割2 番地11	平成28年1月15日